



児童手当

国・県・市と事業主が費用をもち合い、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育する人に支給されます。

問合せ：市民課

☎0120-211209

児童扶養手当

父親のいない家庭や実質的に父親が不在の家庭などで、18歳未満の児童または心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

問合せ：子育て支援課

☎0120-211232

特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に障害のある児童を家庭で育てている人に支給されます。

障害児福祉手当

20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の児童に支給されます。

特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体に重度障害の重複により、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の障害者に支給されます。

問合せ：健康福祉課

☎0120-211333

人にやさしいマーク その③



このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。

聴覚障害者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。

犬

による迷惑をなくそう

世の中には、犬の好きな人ばかりがいるわけではありません。他人に迷惑をかけたり、危害を加えたりすることのないように気をつけましょう。



●道路や公園はみんなのもです。フンの処理は飼い主が責任をもって行いましょう。また、犬舎の周りの清掃も必ず行いましょう。

●笠岡湾干拓内などでは、犬の散歩途中に野放しにしていることが見受けられます。咬傷(こうしょう)事故など起こさないと限りませんので、犬は必ずつないで飼うようにしましょう。

●飼犬の鳴き声や、不衛生な犬舎で、近隣住民が不快な思いをすることのないよう、マナーを守って犬を飼いましょう。

飼い主の義務とマナーを守ってくださいね!

- ※井笠保健所管外の獣医師から『狂犬病予防注射』を受けた犬の飼い主は、獣医師が発行する**狂犬病予防注射済証**と手数料550円を環境課窓口を持参のうえ、**狂犬病予防注射済票**の交付を受けてください。
- ※生後91日を超える犬は、登録し、年1回『狂犬病予防注射』を受けることが飼い主に義務づけられています。
- ※新規登録(登録手数料3000円)を含め、これらの義務を怠ると、20万円以下の罰金に処されます。

問合せ：環境課

☎0120-38005まで

美容室

TINO

ティノ



大井南 28-5 <http://tino.org.uk>

0120-246826

笠岡地区唯一のショップ! なんでもおまかせ!!

親切で丁寧な説明の店

ドコモショップ笠岡駅前店



0120-360-368

(携帯・PHSからもOK)

D49-21